

## 規制の事前評価書

政策の名称	金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設等	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号： 03-3506-6000(内線3621、3606) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年4月28日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】  企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)より金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号)の改正及び賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(企業会計基準第20号)が公表されたこと並びに「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(平成21年法務省令第7号)」が公布・施行されたこと等を踏まえ、投資法人の計算に関する規則等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】  1. 「金融商品に関する会計基準」の改正を踏まえた改正  金融商品に関する注記規定を新設する。  2. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正  賃貸等不動産に関する注記規定を新設する。  3. その他  上記改正に伴い、投資法人の計算に関する規則等の所要の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	投資法人の計算に関する規則第2条(定義)、第58条(注記表の区分)、第66条の2(金融商品に関する注記)、第66条の3(賃貸等不動産に関する注記)、特定目的会社の計算に関する規則第2条(定義)、第49条(注記表の区分)、第57条の2(金融商品に関する注記)、第57条の3(賃貸等不動産に関する注記)、投資信託財産の計算に関する規則第2条(定義)、第55条の3(注記表)、第55条の8の2(金融商品に関する注記)、第55条の8の3(賃貸等不動産に関する注記) 外
想定される代替案	ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を新たに設定し、当該別の会計基準を踏まえて投資法人の計算に関する規則等の一部改正を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	業者において、ASBJより公表された会計基準を踏まえて改正される投資法人の計算に関する規則等に基づいて計算関係書類を作成(注記を含む。)するために必要な事務コストが発生することが見込まれる。	業者において、株式会社等に広く適用されるASBJの会計基準とは異なる独自の投資法人等の会計基準に対応するための体制整備に係る費用が発生すると考えられる。
(行政費用)	—	国において、ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を設定するために必要な調査・検討費用その他の行政コストが発生する。
(その他の社会的費用)	—	ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を設定した結果、無用の社会的混乱を招くおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられる。	—
	ASBJが公表した会計基準との整合性のとれた規定となるため、(代替案を採用した場合のような)無用の社会的混乱を招くおそれがないと考えられる。	—
	—	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(1)費用と便益の関係の分析 本案では、ASBJより公表された会計基準を踏まえて改正される投資法人の計算に関する規則等に基づいて計算関係書類を作成(注記を含む。)するために必要な事務コストの発生が見込まれるものの、国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資することとなるため、便益が費用を上回ると見込まれる。 (2)代替案との比較 代替案によると、追加的な遵守費用及び行政費用の発生や無用の社会的混乱を招くおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	ASBJより金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号)の改正及び賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(企業会計基準第20号)が公表(平成20年3月10日、同年11月28日)。	
レビューを行う時期又は条件	引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。	
備考		